

「埼玉DXファーストステップ企業」選考実施要綱

(趣旨)

第1条 DXに向けた第一歩となる優れた取組を実施している県内事業所を「埼玉DXファーストステップ企業」とし、当該事業者の意欲を向上させるとともに、他の県内事業者の取組を促進する。

(埼玉DXファーストステップ企業)

第2条 前条の目的に資する取組を実施している事業者とする。

2 埼玉DXファーストステップ企業には、その旨を証する証書を贈るものとする。

(埼玉DXファーストステップ企業候補者の募集)

第3条 埼玉DXファーストステップ企業候補者は、当該取組を行う事業者による応募又は他の団体・事業者による推薦により、原則として毎年度1回募集する。

(応募要件)

第4条 表彰候補者の応募要件は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県内に事業所を置く中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者又は個人事業主であること。
- (2) 概ね過去2年以内に初めてデジタルツールの活用にチャレンジし、特定の業務や部門の業務効率化などの成果が確認できること。あるいは、成果が期待できる取組を行っていること。
- (3) デジタルツールの活用に当たり、取組の工夫、特徴のある経緯や苦労等の活用の背景が確認できること。

(埼玉DXファーストステップ企業の選考)

第5条 埼玉県DX推進支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)は、応募又は推薦のあった事業者の中から、特に優秀な取組や訴求力のある取組を行っている事業者を選考する。

(審査)

第6条 前条の選考は、ネットワーク事務局が、応募書類に基づいて行う。

2 選考に必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。